

7. 4. 12
3758

東京製本株式會社清算人宮下巖五三前社長荻野特司、甲トシ同社従業員代表
田中保、日本労働同盟出版印刷労働組合代表徳永正毅、林三順、乙トシ左記
の決定ヲナス

- 一、乙ハ東京印刷製本株式會社ノ解散ヲ承認ス
- 二、甲乙ハ最善ノ努力ヲ以テ一ヶ月内ニ工場ノ再開ヲ期ス
- 三、乙ハ要意ヲ以テ工場再開ニ支障ヲ来タスヲ如キ條件ヲ提出セサルコト
- 四、乙ハ前記第一項ノ目的ヲ達成スルニ至ル迄左記條件ニ基キ一特許協同ノ解散ス
- 一、甲ハ休業中ノ手當及後算解散費用トシテ金一千七百円也。乙ニ支給スルニ
トス。但シ前記金額ノ内七百円ハ昭和七年六月二十三日以後徴集レ
タル賣掛徴集金ヨリ控除シテ一次ニ支給フモノトス
- 二、甲ニ於テ前記金額一千円ヲ支拂ヒタルトキハ乙ハ責任ヲ以テ寄附金等ヲ
工場再開ニ至ル迄解散スルモノトス
- 五、甲乙ニ於テ最善ノ努力ヲ為スニ工場再開ニ至ラリテ時ハ甲ハ乙ニ對シテ昭和
七年二月十日決定シタル退職手當五ニ解散手當ヲ支給ス
- 六、工場再開至早ニ左記ノ通り定ム
- 宮下 巖 荻野特司 徳永正毅 林三順 田中 保
此、荻野特司、於テ第五項確定ノ後同工場、於テ營業ヲ為ス場合ハ前記従業員ヲ就業セシ
ムルコト

東京製本株式會社
清算人

宮下 巖
荻野 特司
徳永 正毅
林 三 順
田中 保
田中 保
林 三 順
荻野 特司
徳永 正毅
林 三 順
田中 保

事務第一〇四〇號

昭和七年四月九日

警視總監 大野 緑 一 部

内務大臣 鈴木 喜三 郎 殿
社 會 局 長 官 殿
神 奈 川 縣 知 事 殿

發生三三二 解決
使用労働者七四(廿九)
争議参加者 男一〇
關係労働組合 東京労働同盟

東京製本印刷株式會社工場争議ニ関スル件

要旨

本會社側於三月二十一日十四名、解散ノ旨ヲシテ
山形縣在籍従業員八同増の争議ヲ遊ケ共ニ組合幹部中島勉等ヲ以テトシ態度強硬ナラス
該解散従業員中四名、三名ハ解散ノ旨ヲシテ外四名ハ復職ノ旨ヲ申シタルハ全部在籍ニシテ

標記争議發生セル力狀況左ノ通り

記